

(6) 高額療養費制度の見直し(案)について(報告)

1 趣旨

現役世代をはじめとする被保険者の保険料負担の軽減を図るとともに、セーフティネットとしての役割を今後も維持していくため、自己負担限度額を所得区分に応じて見直す(令和8年8月1日施行予定)。

2 見直し内容

(1) 70歳未満の人の自己負担限度額

所得区分	見直し前	見直し後
所得901万円超	月上限： ^{※1} <u>252,600円</u>	月上限： ^{※1} <u>270,300円</u> 年間上限： <u>1,680,000円</u> (新設)
所得600万円超 901万円以下	月上限： ^{※2} <u>167,400円</u>	月上限： ^{※2} <u>179,100円</u> 年間上限： <u>1,110,000円</u> (新設)
所得210万円超 600万円以下	月上限： ^{※3} <u>80,100円</u>	月上限： ^{※3} <u>85,800円</u> 年間上限： <u>530,000円</u> (新設)
所得210万円 以下	月上限： <u>57,600円</u>	月上限： <u>61,500円</u> 年間上限： ^{※4} <u>530,000円</u> (新設)
住民税 非課税世帯	月上限： <u>35,400円</u>	月上限： <u>36,900円</u> 年間上限： <u>290,000円</u> (新設)

(2) 70歳以上75歳未満の人の自己負担限度額

所得区分	見直し前	見直し後
課税所得 690万円以上	月上限： ^{※1} <u>252,600円</u>	月上限： ^{※1} <u>270,300円</u> 年間上限： <u>1,680,000円</u> (新設)
課税所得 380万円以上	月上限： ^{※2} <u>167,400円</u>	月上限： ^{※2} <u>179,100円</u> 年間上限： <u>1,110,000円</u> (新設)
課税所得 145万円以上	月上限： ^{※3} <u>80,100円</u>	月上限： ^{※3} <u>85,800円</u> 年間上限： <u>530,000円</u> (新設)
課税所得 145万円未満等	月上限： <u>57,600円</u>	月上限： <u>61,500円</u> 年間上限： ^{※4} <u>530,000円</u> (新設)
(外来特例)	月上限： <u>18,000円</u> 年間上限： <u>144,000円</u>	月上限： <u>22,000円</u> 年間上限： <u>216,000円</u>
低所得者Ⅱ	月上限： <u>24,600円</u>	月上限： <u>25,700円</u> 年間上限： <u>290,000円</u> (新設)
(外来特例)	月上限： <u>8,000円</u>	月上限： <u>11,000円</u> 年間上限： <u>96,000円</u> (新設)
低所得者Ⅰ	月上限： <u>15,000円</u>	月上限： <u>15,700円</u> 年間上限： <u>180,000円</u> (新設)
(外来特例)	月上限： <u>8,000円</u>	月上限： <u>8,000円</u>

※1 医療費が842,000円を超えた場合、超えた分の1%を加算

※2 医療費が558,000円を超えた場合、超えた分の1%を加算

※3 医療費が267,000円を超えた場合、超えた分の1%を加算

※4 「～約200万円」区分に該当することが確認できた者は、年間上限41万円を適用し、令和9年8月以降に償還払い。